

～公益法人だより～

第 24 号 令和 7 年(2025 年) 6 月 12 日
滋賀県総務部総務課 発行

目次

- 1 認定法および刑法の改正について
- 2 県有地の貸借に係る契約満了時等における原状回復義務のための費用への備えについて（再掲）

1 認定法および刑法の改正について

「公益法人だより第 23 号」や、先日開催しました「定期提出書類の作成等に関する説明会」でもお知らせしましたとおり、令和 6 年に公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。以下「認定法」という。）等が改正され、令和 7 年 4 月 1 日から施行されています。

また、刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）が公布され、同日公布された刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 68 号。以下「改正刑法」という。）によって、認定法の一部が改正され、令和 7 年 6 月 1 日から施行されることとなりました。

これらの改正に伴い、定期提出書類等の様式についても改正されています。

各法人におかれましては、役員等就任時等に提出を求める「確認書」や「兼職等届」を更新する必要があるか、ご確認をお願いいたします。

なお、「公益法人だより第 15 号」等で参考様式を提供していますが、本改正等については反映していませんので、ご注意ください。

認定法改正の趣旨の一つである「自律的ガバナンスの充実、透明性向上」に鑑み、参考様式等の提供は行わない予定ですので、ご理解の上、各法人でご対応をお願いいたします。

□ 認定法の改正

以下の改正により、役員等が就任等した際に確認すべき事項の増減が考えられます。

・第5条第10号

各理事について、当該理事及び当該理事と特別利害関係（一方の者が他方の者の配偶者又は三親等以内の親族である関係その他特別な利害関係として政令で定めるものをいう。第十二号において同じ。）にある理事の合計数が理事の総数の三分の一を超えないものであること。監事についても、同様とする。

・第5条第12号

各理事について、監事（監事が二人以上ある場合にあっては、各監事）と特別利害関係を有しないものであること。

・第5条第15号

理事のうち一人以上が、当該法人又はその子法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号。以下「一般社団法人・財団法人法」という。）第二条第四号に規定する子法人をいう。以下この号及び次号において同じ。）の業務執行理事（一般社団法人・財団法人法第百十五条第一項（一般社団法人・財団法人法第百九十八条において準用する場合を含む。）に規定する業務執行理事をいう。以下この号において同じ。）又は使用人でなく、かつ、その就任の前十年間当該法人又はその子法人の業務執行理事又は使用人であったことがない者その他これに準ずるものとして内閣府令で定める者であること。ただし、毎事業年度における当該法人の収益の額、費用及び損失の額その他の政令で定める勘定の額がいずれも政令で定める基準に達しない場合は、この限りでない。

・第5条第16号

監事（監事が二人以上ある場合にあっては、監事のうち一人以上）が、その就任の前十年間当該法人又はその子法人の理事又は使用人であったことがない者その他これに準ずるものとして内閣府令で定める者であること。

・第6条第1号イ

公益法人が第二十九条第一項（第四号*を除く。）又は第二項の規定により公益認定を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前一年内に当該公益法人の業務を行う理事であった者でその取消の日から五年を経過しないもの

・第6条第2号

第二十九条第一項（第四号*を除く。）又は第二項の規定により公益認定を取り消され、その取消の日から五年を経過しないもの

※第29条第1項第4号

公益法人から公益認定の取消しの申請があったとき。

・第6条第5号

国税若しくは地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から三年を経過しないもの

なお、外部理事・外部監事の詳細については、内閣府「公益法人 information」において詳しく解説されていますので、ぜひご参照ください。

外部理事・外部監事に関する特設ページ：

<https://www.koeki-info.go.jp/commissions/t9uq63w19e.html>

□ 改正刑法について

令和7年6月1日の改正刑法施行に伴い、認定法においても一部改正が生じたところで
す。

これに伴い、以下の様式の「確認書」について「禁錮→拘禁刑」とする修正が行われまし
た。

- ・ A 1 - 1 (公益認定申請)
- ・ A 2 - 1 (変更認定申請)
- ・ A 3 - 1 (合併による地位の承継の認可申請)
- ・ B 4 - 1 (変更届出)

なお、令和7年6月1日以前にダウンロードした古い様式により、すでに申請等された
場合、再提出の必要はございません。

具体的な修正内容は以下のとおりです。

- 対象手続：A 1 - 1、A 2 - 1、A 3 - 1、B 4 - 1
- 対象シート：「確認書_注意事項」シート
- 修正箇所：2-1 (理事、監事及び評議員の欠格事由)
(3)
(旧) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を・・・
(新) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を・・・
※禁固を拘禁刑へ修正

また、確認書の「2-1 (2)」にある「・一般法人法の規定」についても、令和7年
6月1日付けで改正されています。

「確認書」や「兼職等届」の確認・修正等に当たっては、上記様式の「確認書_注意事
項」シートが大変参考になりますので、ぜひご活用ください。

3 県有地の貸借に係る契約満了時等における原状回復義務のための費用への備えについて（再掲）

（以下は、公益法人だより第 22 号および第 23 号に掲載した記事ですが、注意喚起のため再度掲載しております。）

公益法人や移行法人が県や市町から使用許可を受けたり貸借契約を結んだりすることにより県有地や市有地の上に建物等の有形固定資産を所有している場合、通常は期間満了等による土地の返還時には、原状回復義務が課されています。

この原状回復義務を履行するためには、法人は有形固定資産を除却する必要があり、当該有形固定資産に係る将来の負担を予測し、費用負担に備えることが求められます。

その方法としては、法人が自主的、計画的に資金を積み立てる方法のほか、令和 5 年(2023 年)11 月 15 日付けの内閣府 公益法人メールマガジン第 181 号で紹介されている「資産除去債務」を計上する方法が考えられます。

「資産除去債務」を計上する場合は、償却期間を何年とするか等、普段取引のある顧問税理士等にもご相談いただき、ご対応をお願いします。

公益法人メールマガジン第 181 号の掲載ページ

https://www.koeki-info.go.jp/content/20231115_01.pdf

おわりに

前号に引き続き、認定法等の改正についてお知らせいたしました。当課といたしましても、情報提供に努めたいと存じますが、各法人におかれましても、内閣府「公益法人 information」等から、積極的に情報収集をお願いいたします。

また、先月開催いたしました、所管法人を対象とした説明会に、多くの法人様にご参加いただきました。ご多用のところ誠にありがとうございました。アンケートにも多数ご協力いただき、重ねてお礼申し上げます。

滋賀県総務部総務課
公益法人・宗教法人係
電話：077-528-3145
メール：ba0007@pref.shiga.lg.jp